

論文 | Articles

スポーツ指導者の資格と制度の分析に関する研究
—アスレティックトレーナーの社会的地位向上に着目して—

Study on Analysis of Qualifications
and Institution of Sport Instructor:
Focusing on Improving the Social Status of
Athletic Trainers

馬場 宏輝

BABA, Hiroki

尚美学園大学

スポーツマネジメント学部

非常勤講師

Shobi University

2020年12月

Dec.2020

論 文

スポーツ指導者の資格と制度の 分析に関する研究 ——アスレティックトレーナーの 社会的地位向上に着目して——

馬場 宏輝

Study on Analysis of Qualifications and Institution of Sport Instructor: Focusing on Improving the Social Status of Athletic Trainers

BABA, Hiroki

Abstract

The purpose of this study is to analyze the official sport instructors system, which is a system for certifying qualifications for sport instructors, and to clarify the structure of the system surrounding athletic trainers in order to improve the social status of athletic trainers. The historical background of the official sport instructors system was examined using the concepts of “institutional complementarity” and “path dependence” in the institutional analysis in economics.

抄 録

本研究はスポーツ指導者に資格を付与する制度である公認スポーツ指導者制度を分析・考察し、アスレティックトレーナーの社会的地位を向上させるためのアスレティックトレーナーを取り巻く制度の構造を明らかにすることを目的とし、公認スポーツ指導者制度の歴史的経緯を経済学における制度分析の中でも特に「制度的補完性」と「経路依存性」の概念を用いて検討した。

その結果、現在のJSPO-ATを資格認定する制度をアマチュア・アスレティックトレーナー資格制度とし、その上位概念である公認スポーツ指導者制度から経路依存し相互補完性のある制度と位置付けた。またアマチュア・アスレティックトレーナー資格制度と補完性のある

上位概念としてアマチュア・アスレティックトレーナー制度を位置付けた。さらにアマ・アスレティックトレーナー制度と補完性のあるプロ・アスレティックトレーナー制度を位置付けることで、それらの両方を含むアスレティックトレーナー制度を構造化した

キーワード

アスレティックトレーナー (athletic trainer)
制度 (institution)／資格 (qualification)
社会技術 (social technology)／社会的地位 (social status)

序 論

1965年から養成事業が始まった日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（以下「公認スポーツ指導者」と略す）は、現在5領域17種類の資格があり⁽¹⁾2019年10月1日現在で186,090名が登録している（日本スポーツ協会2019）。公認スポーツ指導者制度の趣旨は「スポーツ文化を豊かに享受するというすべての人々がもつ基本的な権利を保障するため、ライフステージに応じた多様なスポーツ活動を推進することのできるスポーツ指導者を公認スポーツ指導者として育成することにより、望ましい社会の実現に貢献する」とあり、公認スポーツ指導者によってスポーツで世の中を豊かにすることが期待されている。

糸野ら（1986）のスポーツ指導者資格研究では、資格を取得した効果として「指導に自信が持てる」「人間関係の幅が広がる」などの理由の肯定度が高いと指摘している。馬場（2016）は公認水泳指導者を公認スポーツ指導者全体と比較し「女性・主婦、大会出場経験が少ない、多世代の健康づくり・初心者指導、商業施設で報酬を得ている」と個別の競技種目の有資格者の特徴を明らかにしている。また馬場（2015）は、それまでに公開されたスポーツ指導者に関する各種の先行研究や文献・報告書等を可能な限り網羅し、公認スポーツ指導者制度により資格を認定する意義について、以下の三点について指摘している。一つ目は、スポーツの高度化⁽²⁾に対応するために必ずしも職業ではないが高度なレベルのスポーツ指導者が求められ、そのスポーツ指導者育成のためにカリキュラム・認定試験・継続教育によって知識と技能を担保するために資格を付与すること。二つ目は、生涯学習社会を背景にした学びの場やその学びの証明として資格を付与すること。三つ目は、生涯スポーツ社会の実現に向けて職業ではないが広くスポーツを安全に正しく楽しく指導するボランティア指導者を育成し、スポーツの普及振興に尽力してもらうために資格を付与することである。

一方で、スポーツ指導者⁽³⁾に資格を付与することでスポーツ界やスポーツ指導者を取巻く環境や日本社会はどのように変化してきたのであろうか。スポーツ指導をする者は運動部活動の顧問等を含めると公認スポーツ指導者よりもはるかに多い⁽⁴⁾。これらスポーツ指導者に資格を付

- (1) スポーツ指導者基礎資格（コーチングアシスタント）、競技別指導者資格（スタートコーチ、コーチ1、コーチ2、コーチ3、コーチ4、教師、上級教師）、メディカル・コンディショニング資格（スポーツドクター、スポーツデンティスト、アスレティックトレーナー、スポーツ栄養士）、フィットネス資格（フィットネストレーナー、スポーツプログラマー、ジュニアスポーツ指導員）、マネジメント指導者資格（アシスタントマネジャー、クラブマネジャー）。
- (2) スポーツの高度化とは「スポーツ・パフォーマンスの水準が高くなり、記録の達成や勝利の獲得が一層困難になることを言うが、同時にそれは、必要な資源や条件が専門化し、密接に組織化された独自のシステムを編成すること」（佐伯2006）である。
- (3) 単にスポーツ指導者といった場合は、公認スポーツ指導者に限定しないスポーツの指導に携わる指導者全般のことをさす。

与する成果として、生涯スポーツ社会と呼べるほど国民のスポーツ実施率は向上したのだろうか、子どもや高齢者の体力は向上したのだろうか、スポーツは文化的な営みや身体活動を伴う教養として社会に受け入れられているのだろうか、国際競技力は向上したのだろうか、スポーツ指導者のプロフェッショナル化は進んだのだろうか。馬場（2010）が指摘したスポーツ指導者に資格を付与しても約5割の指導者が資格を更新しない現状⁽⁵⁾に制度的な問題はないのだろうか。このようにスポーツ指導の技能や方法論等による結果や成果ではなく、スポーツ指導者に資格を付与することによる成果を取巻く研究課題は数多くみられる。

公認スポーツ指導者の養成は1964年に開催された東京オリンピック競技大会を契機として始められた。スポーツ指導者とは「豊かなスポーツ文化の創造やスポーツの社会的価値を高めることに貢献できる者である」と公認スポーツ指導者制度に記されている。日本体育協会（当時、現在は「日本スポーツ協会」）（2008）「公認スポーツ指導者の実態調査（2008）」によると64.8%がボランティアであり、46.1%が地域スポーツで指導していることが明らかになっている。公認スポーツ指導者はボランティアで地域スポーツの普及に携わる指導者が多い。

公認スポーツ指導者資格の中でも日本における公認アスレティックトレーナー（以下、「JSPO-AT」と略す）養成の契機について河野（2007）は「1992年のバルセロナオリンピックである」と述べている。国際競技力向上にはドクターやコーチの他にアスレティックトレーナー⁽⁶⁾が必要であり、アスレティックトレーナー同士、またアスレティックトレーナーとドクターやコーチが共通の認識や用語を用いて活動するには、アスレティックトレーナーの体系的な育成カリキュラムが望まれたという。JSPO-ATは、プロスポーツをはじめオリンピック・パラリンピック競技大会や国際競技力向上に欠かせないメディカルスタッフの一員であり、さらにその知識・技能は、スポーツ愛好家や一般人の健康維持や体力向上にも寄与できるものである。このようにJSPO-ATは他の公認スポーツ指導者資格と比べ、設立の背景や専門性の高さが異なる。そこで本研究では公認スポーツ指導者の中でもトップアスリートやプロスポーツチームに関わることが多いことから一見華やかな世界に見えながらもリーグやチームの経済的規模に雇用機会が限定され、運動部活動や競技団体、合宿や大会等ではボランティアや短期の雇用で関わる人が多いことから、職業や活動の全体像が一般的には理解し難いJSPO-ATに着目したい。

スポーツ界には資格認定が始まる前にアスレティックトレーナーという役割・立場が存在していた。そこに関係者の悲願として公認スポーツ指導者制度という制度的枠組みを借りてJSPO-ATの資格認定が始まった。職業や業務・役割・立場としてアスレティックトレーナーが活躍する機会や環境は、国際競技力向上の国家的な取り組みやプロスポーツ等の拡充により資格が認定される前に比べて整ってきたといえるが、1994年から始まったアスレティックトレーナーへの資格付与はアスレティックトレーナーの活躍を後押ししてきたのだろうか。公認アスレティックトレーナー連絡会議（2010）「JASA-AT⁽⁷⁾ マスタープラン」では、「JASA-ATの認知度の低さ」「職域の

(4) スポーツ少年団は31,302団で登録指導者は189,809名（令和元年度）、運動部活動は中学校・高等学校・高校野球を合わせて199,443チーム（令和元年度）あり、運動部の顧問を含めたスポーツ指導者は公認スポーツ指導者の186,090名よりも多いといえる。

(5) 公認スポーツ指導者の有効期限は4年となっており、必要な研修・手続きをしないと資格を失効する。馬場（2010）の研究で資格取得後、4年後の資格更新時に資格を更新せずに失効する指導者が50.2%、一度は更新しても二度目（8年後）に失効するものを合せると73.6%が資格を失効していることが明らかになっている。

(6) 単に「アスレティックトレーナー」と表記した場合は、特定の資格を持つ者のことを指すのではなくアスレティックトレーニングを専門とする職業・役割・立場・業務のアスレティックトレーナー全般のことを指す。

(7) 日本スポーツ協会に名称変更する前は英語表記の略称をJASA-ATとしていた。

狭さ」「他団体での独自のトレーナー資格認定の動き」といった問題があると指摘している。またプロ野球のトレーナーは「球団トレーナーは現場フロントです。選手名鑑やメンバー表には載りません。裏方ですから目立つつもりはありません」（日本プロ野球トレーナー協会online）と監督やコーチは選手と同様に紹介されているが、トレーナーは各チームのオフィシャルサイトで紹介されていない。

スポーツ指導者が専門分化するということはスポーツ指導者の種類が増えることを意味する。一人のスポーツ指導者に様々な業務・役割が期待されるのではなく、専門分化することによって新たな職業・役割・立場・業務が生まれている。新たなスポーツ指導者の種類であるアスレティックトレーナーの社会的認知や社会的地位が、他の職業や他のスポーツ指導者に対してどのような位置関係にあるのかということは、職を求めるアスレティックトレーナー関係者にとって大きな関心事となる。職業と社会的評価に関して社会学では「職業威信スコア」に関する研究の蓄積がある。職業威信スコアとは、社会成員の職業に対する評定の平均値のことである（太郎丸1998）。職業威信スコアにより実質的に職業の社会的評価や上下についての研究が行われている。

1. 研究計画

(1) 研究目的

本研究における研究課題は、アスレティックトレーナーに資格を付与する成果と考えられる社会的評価や社会的地位の向上という社会課題に対し、資格や資格を認定する制度によって達成するにはどうしたらよいのかである。そこで本研究ではスポーツ指導者に資格を付与する制度である公認スポーツ指導者制度を分析・考察することで、アスレティックトレーナーの社会的地位を向上させるためのアスレティックトレーナーを取り巻く制度の構造を明らかにすることを目的とする。

筆者の専門分野である体育・スポーツ経営学の立場からスポーツ指導者の資格と制度について研究することは、日本スポーツ協会もしくはアスレティックトレーナーの学術的・専門的団体としてのスポーツ経営体がどのような仕組み・ルールとしての制度や資格を制定すれば良いのかを明らかにすることである。それら一連の研究は、体育・スポーツ事業を展開するための人的資源であるスポーツ指導者の確保・育成の為に、どのような制度と資格を意図的・戦略的に認定・付与すれば、体育・スポーツ経営学の目標である豊かなスポーツライフという成果・アウトカムをもたらすことができるのかを明らかにするという点で意義や独自性があると考えられる。

(2) 先行研究

アスレティックトレーニングに関する研究の中でも近年は、傷害予防や現場復帰等に関する研究やアスレティックトレーナーの活動報告だけではなく、アスレティックトレーナーの存在を社会科学的な研究手法を用いて分析した研究も見受けられる。例えば、東海・東北・関西のバスケットボール32チーム（高校18チーム、大学13チーム、実業団1チーム）を対象に調査し56%のチームに専属トレーナーがいることを明らかにした研究（有馬ほか2019）。JSPO-ATを目指す学生を対象にした調査で、学生の30%から40%がアスレティックトレーナー活動を副業として捉えており、アスレティックトレーナーが主業として確立されているとは言えない現状を明らかにした研究（岩本ほか2018；辰見ほか2019）。アスレティックトレーナー教育を受けた学生の進路について調査し、88%がアスレティックトレーナーの専門性を活かした職に就いていたことを明らかにした研究（笠原ほか2016）。日米の学部教育におけるアスレティックトレーナー教育制度を比較し、ATC⁽⁸⁾は医療従事者として教育が施されており米国スポーツはエンターテインメントであ

ることから、大学スポーツであっても選手はアマチュアであるが選手を支えるスタッフすべてが有給のスタッフであったとの報告（泉ほか2016）などがある。アスレティックトレーニングの研究者の多くが大学等の研究機関に勤務することが多いことから、主に大学の中での教育活動や学生の教育に関するものが多い。馬場（2011a）は、アスレティックトレーナーの制度化について制度の変遷を分析したが、制度そのものを分析するには至っていない。

前述した糸野ら（1986）や、馬場（2010, 2011b, 2015）といったスポーツ指導者に関する研究でも資格や有資格者そのものについて明らかにしてきたが、スポーツ指導者の資格を認定する制度を分析・考察するような研究は見受けられない。そこで公認スポーツ指導者制度とアスレティックトレーナー制度について分析・考察する前に、経済学における制度研究と社会学の社会階層構造について確認する。

（3）制度と社会技術

経済学者の瀧澤（2018）は制度について「すでに現在の経済学では、市場に限定されない意味で、制度が重要であるという言葉が一般的になっている」と述べている。制度による市場への影響を研究するだけでなく制度そのものを研究することが重要視されてきている。また諸科学が制度に関心を持つことについて経済学者の青木（2014）は「制度分析の究極的な目的は何かといわれれば、制度の基本的理解や歴史を踏まえて、現状を分析し、可能な改革の理論づけを行なっていくということ」と述べている。制度研究とは現状を分析し改革の理論づけにつなげることである。経済学者の塩沢（2008）は社会技術のことを「社会の運営や維持・発展のために用いられる社会自体が生み出したさまざまな知見やノウハウ、観念」と述べ、さらに制度は社会技術⁽⁹⁾であり社会の問題を解決するには社会制度を活用することも必要であると説明している。

これまでのスポーツ指導者研究では資格や有資格者を研究対象としてきた。しかしスポーツ指導者に付与する資格や資格を認定する制度を前述の「社会技術」として捉え直すことによって、スポーツ指導者を取り巻く社会課題の解決を社会技術による成果として研究することが可能になる。

（4）制度研究

近年の制度研究で代表的な研究者はダグラス・ノースといわれている。その制度観は「制度とは社会のゲームのルールであり、より公式に定義するならば、それは人間が自らの相互作用を成り立たせるために考案した制約」（ノース1994）であり、公式（法律等）・非公式（文化・習慣等）のルールであるという立場をとっている。青木はゲーム理論⁽¹⁰⁾により制度を内生的・外生的なものとして比較分析する立場をとっており、その制度観は「制度とは何かという問題は概念化の問題です。絶対に正しい概念化というのはいりません」（青木2014, p.62）であり、何が正しい制度なのかを研究するのではなく、なぜそのような制度が成立しているのかを比較分析する立場をとっている。経済学者の制度観に対して近代社会学の創始者といわれているエミール・デュルケム（1978）は、制度とは集合体が設定した信念と行動様式であると述べている。社会学者の盛山（1995）は「今日、社会科学の多くの分野において制度の発見ないし再発見ともいうべ

(8) ATC (Athletic Trainer Certified) は米国アスレティックトレーナー資格認定委員会が認定する資格。

(9) 社会技術研究開発センター (RISTEX) では「社会技術」を「自然科学と人文・社会科学の複数領域の知見を統合して新たな社会システムを構築していくための技術」と説明している。 <https://www.jst.go.jp/ristex/aboutus/index.html> (2020年3月25日)。

(10) ゲーム理論とは、相手の出方を窺いながら相互行動するなかで、社会現象が安定化していくプロセスを分析すること（青木2014, p.39）。

き制度への関心の高まりが見られる」と学問分野を越えた制度研究の拡がりについて述べている。またノースらの新制度派経済学に対して「ノースは制度を説明するという探求課題と、制度によって経済活動を説明するという探求課題の間を揺れ動いている」（盛山1995, p.9）と指摘している。社会学者の筒井（2006）は「市場に任せておけないと人が考えるところに制度がある。市場を補完するために制度がある」と市場と制度の関係について述べている。

このように一言で「制度」「制度研究」といっても、その捉え方や立ち位置や分析方法等によって主張が異なり、同じ研究領域の中でも対象や研究の系譜によって研究者の制度観が異なる。例えばダグラス・ノースは経済学者だが、その立ち位置は経済史研究者であることから、他の多くの経済学者のように財・サービスの生産・交換・消費といった経済現象をマクロ・ミクロの立場から分析するのではなく、制度の歴史的な経緯から取引費用や所有権という考え方を導き出した。

本研究においてアスレティックトレーナーを制度や資格の視点から分析・考察するには、アスレティックトレーナーという対象を単に経済学や社会学といった学問領域固有の方法論によって分析・考察するのではなく、研究目的に応じた研究方法を検討する必要がある。そこで本研究においてアスレティックトレーナーの制度を分析・考察するために、制度分析の中でも特に「制度的補完性」と「経路依存性」の概念を用いて検討を進める。制度的補完性とは「制度がお互いに依存しあって、一つの国の中で特定の政治制度、銀行制度、あるいは雇用制度が相互補完的な形で強め合う構造」（青木2014, p.62-63）である。制度を分析するには単に制度の内容や仕組み、さらに他と比較するだけではなく関係する様々な制度との関わり合い（補完性）について分析することが重要であると示している。制度補完性の事例として「ソ連崩壊後のロシアは、社会主義経済から一転して市場主義的な経済体制に移行しようとした。しかし、それを統治する法の支配や、それを人的に支える能力、例えば会計士や法律家などの人間資源の蓄積がまったく欠如していました」（青木2014, p.88）と述べているように、制度は補完関係のある制度を含めて分析することの重要性を示している。経路依存性について青木（2014, p.88）は「制度的補完性は、制度変化の過程における戦略的な選択の方向性を限定していくと考えられます。つまり、制度変化は経路依存的になる」と説明している。単に制度を作るという視点だけではなく経路依存の中で変化するという視点が重要である。絶対に正しい唯一の政治制度や経済制度があるのなら、世界は全て同じような政治・経済・社会体制に集約されるはずである。制度が重要であるということは、同時に歴史が重要となる（青木2014, p.64）。この制度分析における歴史の重要性についてグライフ（2009）は比較歴史制度分析の立場をとっており青木同様に制度分析における歴史の重要性について述べている。

制度とは概念であり、組織が定めたルールであり、市場を補完するものである。唯一絶対に正しい制度は存在しない。さらに法的に定められたルールだけではなく、文化的・社会的な行動様式や通念も広い意味で制度とすることができる。そして一つの制度を一つの完結するシステムとして捉えるのではなく、制度的補完性のある制度との関わりを含めて検討すべきである。さらに制度補完性を検討するには、歴史的な経緯を含めて経路依存するという視点が重要となる。他国には他国で成功・通用する制度があり、世界中の全ての国で同じような制度が有効に機能するわけではない。諸外国の制度を参考にすることも大切だが、日本の歴史的・社会的・文化的・経済的状态も踏まえてアスレティックトレーナーの制度について検討しなければいけない。現在、アスレティックトレーナーに資格を認定する制度の一つは、公認スポーツ指導者制度の制度的枠組みの中にあり制度的補完性があるといえる。JSPO-ATの資格認定以前からJSPO-AT以外のスポーツ指導者資格を認定してきたという意味で経路依存している。さらに共通の資格認定団体である日本スポーツ協会が資格認定していることから、公認スポーツ指導者制度をアスレティックトレ

一ナーに資格を認定する制度の上位の制度概念として分析・考察する。

なお公認スポーツ指導者制度は、スポーツ指導者に資格を認定・付与する制度であるということとを強調するために本研究では「公認スポーツ指導者資格制度」と表現する。

(5) 社会的地位と社会移動

社会的地位とは、一般的に社会の中に確立された人々の名誉や威信を伴う位置のことをいい、社会学では社会階層構造の中での位置のことを社会的地位という。社会的地位について社会学では「階層意識」「階層構造」「社会移動」といった視点からの研究蓄積がある。社会階層と社会移動全国調査は、1955年から10年毎に人々の社会的地位や帰属階層を測定する調査方法を開発することを目的に実施されている（直井1989）。社会移動とは、一定の期間内に、はじめの所属階層からつぎの所属階層へ上昇もしくは下降移動する度合いのことである。社会移動には産業化の伸展にともなっておこる構造変動の効果とは無関係に個々人の意思と努力によって生ずる純粋移動がある（尾高1995）。ある個人がその生涯中のある時点で取得する社会的地位の高さは、そのまえの時点で経験した様々な地位達成のための要因によって直接間接に左右されるという。その社会的地位の達成要因については属性要因⁽¹¹⁾、業績要因⁽¹²⁾、これら両者のあいだを媒介する媒介要因⁽¹³⁾の三つある（尾高1995, p.14）。このように社会的地位の達成要因には属性要因といった個人の力ではなかなか変えられないものだけではなく自己努力によって純粋移動を達成できる可能性も存在する。本研究で扱う社会的地位とは、個人ではなく、ある職業に従事する集団がどの階層・社会的地位に帰属するか、またある職業に従事する集団がどのように社会移動するのかに着目する。本研究における社会課題は、アスレティックトレーナーという集団や職業全体の社会的地位を向上させるという社会移動であり、学業成績や学歴、周囲の影響といった業績要因や媒介要因からみたアスレティックトレーナーの意思と主体的な努力による純粋移動をどのように実現させるかということである。

(6) 研究方法

本研究では、制度と制度により認定する資格を社会技術と位置づけ、資格を付与する成果である社会的地位向上という社会移動を実現するための制度と資格について検討する。

その為にまずアスレティックトレーナーの現状を先行研究から把握する。そしてアスレティックトレーナーの資格を「資格の機能」から分析し、公認スポーツ指導者資格制度の歴史的経緯を経済学における制度分析の中でも特に「制度的補完性」と「経路依存性」の概念を用いて検討し問題点を指摘する。さらに職業としてのアスレティックトレーナーの社会的地位向上について検討するために、菊（2007）のスポーツ制度におけるプロフェッショナルリズムの生成に関する先行研究を参考に、制度と資格によるアスレティックトレーナーのプロフェッショナル化について検討する。その上で社会的地位向上を実現させるためのJSPO-ATを含むアスレティックトレーナーの制度の構造化を試みる。

(11) 本人に生得的に具わる帯域達成要因、例えば本人の性別、天賦の才能、父の職業、生家の経済状態など。

(12) 本人自身の努力によって得られる地位達成要因、たとえば本人の学業成績や学歴、職業上の業績や成功、職業的地位など。

(13) たとえば本人の地位アスピレーション、すなわち将来の学歴上、職業上の地位についての本人の野心の大きさ、本人の周囲にいる父兄・先輩・教師など（重要人物）のこの点に関する感化の大きさなど。

2. 結果と考察

(1) アスレティックトレーナーの現状

世の中の全てのトレーナーを数的に把握したり、その中でもアスレティックトレーナーを名乗り活動している人達の実態を把握することは難しい。そこで資格によって最低限の知識と技能が担保されているJSPO-ATについて確認したい。

JSPO-ATは2019年10月1日現在で4,139名が登録している（日本スポーツ協会2019）。JSPO-ATと関わりが深い公認スポーツドクターの6,209名、公認コーチ4⁽¹⁴⁾の6,410名に及ばないが、4,000名を超えるJSPO-ATが登録している。JASA-ATマスタープランによると「JASA-ATの存在は、一部のスポーツで国内トップレベルのリーグにおいて登録の義務付けが推奨されているものの、今日のスポーツ界及び一般社会において十分に認知されているとは決して言えない状況にあります」（日本体育協会2010）とJSPO-AT自身が社会的な認知の低さを認めている。日本スポーツ協会（2018）「第一回日本のトレーナー実態調査・日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー（JSPO-AT）版報告書」によると、JSPO-ATの現状から言えることは、学歴は専門学校卒が多く、雇用形態は不安定、収入は低い、高校運動部などでボランティアすることが多いと報告されている。学校運動部活動でボランティアとして活動することが多いということは、生計を立てる職業を別に持ちながらアスレティックトレーナー活動をしているということである。すると専門学校卒が多いことから、生計を立てる職業は大卒という条件のない仕事に就いているJSPO-ATが多いということになる。

(2) 資格の機能

資格は資格認定団体によって大きく国家資格・公的資格・民間資格に分けることができる。しかし本研究では、JSPO-ATの国家資格化を検討することを目的としていない。また国家資格であっても業務独占資格だけではなく、名称独占資格もあり必ずしも社会的地位が高いとは限らない。逆に民間資格であっても業界標準として社会的地位が確立されているものもある⁽¹⁵⁾。よって本研究においては、資格認定団体による分類よりも資格の機能による分類に着目し、資格と社会的地位との関りについて考察する。

資格の機能による分類とは、職業資格と能力認定資格という分類の仕方である。職業資格⁽¹⁶⁾とは医師や弁護士のように主に職業や業務を許可・規制する機能を持った資格であり、高い専門性が求められ仕事・業務の奪い合いが生じる資格である。必ずしも国家資格である必要はなく、業界標準の資格であれば職業資格に位置付けることができる。能力認定資格⁽¹⁷⁾とは、ある一定の基準をクリアした者に終了した証として付与する機能を持った資格である。有資格者が増えることは一定の知識と技能を持つ人が世の中に増えることを意味することから社会が豊かになる資格ということもできる。馬場（2011b）は前者の資格を専門性が高く職や業務の奪い合いになる資格として「インフレ資格」、後者の資格を有資格者が増えることで社会が豊かになる資格として「非インフレ資格」という言葉で独自に定義し、スポーツ指導者の資格も国家資格・公的資

(14) トップリーグ・実業団・ナショナルチーム等のコーチングスタッフとして、国際大会レベルのプレーヤー・チームに対して競技力向上を目的としたコーチングを行う方のための競技別指導者資格。

(15) 例えばファイナンシャルプランナーは、国家検定であるFP技能士（1～3級）の上位資格として日本ファイナンシャルプランナー協会が認定する「AFP資格」や「CFP®資格」（上級資格）を位置付けている。

(16) 職業資格はさらに業務独占資格・名称独占資格・必置義務資格と分類することもできる。

(17) 能力認定資格には各種検定も含まれる。

格・民間資格という認定団体によって資格を区分するだけでなく、資格の機能によって区分することを試みている。

アスレティックトレーナーの悲願が職を得て働くことであるとしたら、アスレティックトレーナーに付与される資格は職や仕事に就く際に有利になる資格が望まれる。しかし公認スポーツ指導者資格制度によるJSPO-ATは、資格設立の背景が異なり、ボランティア資格・非インフレ資格の機能・性格をもつ指導者養成制度によって認定されている。つまりJSPO-ATが増えることはボランティア資格・非インフレ資格を持つアスレティックトレーナーが増えることを意味し、日本社会やスポーツ界にとっては有意義なことである。しかしJSPO-ATという資格が、社会技術としてアスレティックトレーナーの職業の社会的地位を向上させたり、資格を取得して職に就くことを想定していないし制度としても機能していない。ボランティア資格・非インフレ資格を認定する公認スポーツ指導者資格制度の枠組みの中で、仮に他の資格を新たに認定しても資格の機能・性格は制度上は変わらない。よって何らかの別の方法で職業資格・インフレ資格の機能・性格をもつ資格を認定する制度を制定しなければ、職業としてのアスレティックトレーナーの社会的地位向上を目指すことはできない。

(3) スポーツと制度

スポーツを制度として捉えた研究として菊(2007)は、ガス・ミルズ(1970)による制度的局面構造に基づき、スポーツからプロスポーツへの推移を3つの局面(シンボル、テクノロジー、地位)とその下位構成要素(イデオロギー、ルール、シンボル、行動様式、文物、組織)から分析する枠組みを設定し、プロフェッショナリズムの生成と経済制度の野球制度への介入の諸相や関係を論じた。この研究は野球を一つの制度⁽¹⁸⁾として捉え、歴史社会学的な研究手法により戦前のわが国のプロ野球がなぜその時期にその場所で成立し得たのかを説明したものである。菊はプロ野球制度とは、経済制度における制度的秩序(経済的秩序)によって計画的・意図的に野球ゲーム・制度を道具化したものであり、自然成長的の制度であるアマチュア野球制度に対して制度的制度として捉えている。

菊の先行研究から得られるヒントは、公認スポーツ指導者資格制度という1964年の東京オリンピックのレガシーとして経済制度とは異なる自然成長的な制度として始まったアマチュア・スポーツ指導者資格制度⁽¹⁹⁾から経路依存する、経済制度における制度的秩序(経済的秩序)であるアスレティックトレーナー資格制度を計画的・意図的に制度化することを示唆するものである。社会的地位は社会経済的地位ともいわれ、職業とはまさに経済活動である。職業が社会的地位の位置を示す指標の一つとして位置づけられていることから、アスレティックトレーナー制度をアマチュア・アスレティックトレーナー制度(以下「アマ・アスレティックトレーナー制度」と略す)から経路依存するプロフェッショナル・アスレティックトレーナー制度(以下「プロ・アスレティックトレーナー制度」と略す)として経済制度における制度的秩序(経済的秩序)として検討することで、職業の社会的地位を計画的・意図的・組織的・戦略的に向上させる可能性が検討できる。アスレティックトレーナーが活躍する場はボランティアとして運動部活動や生涯に渡るスポーツ愛好家をサポートするだけではない。アスレティックトレーナーという職業は選手のパフォーマンスやプレーがアスリート自身の生計を立てるための基盤となり、興行であるプロス

(18) 菊の研究では野球制度をアマチュア制度として捉えている。

(19) 明文化された「アマチュア・スポーツ指導者資格制度」が存在するのではなく、本研究においてアマチュアとしてボランティアでスポーツを指導する者に対して資格を認定・付与する制度のことを総称して「アマチュア・スポーツ指導者資格制度」と表現している。

スポーツやチームにとっては、勝敗やプレーの質によってチームや会社の収益に影響する経済的な活動を支えるものである。スポーツの文化的価値を高めることはもちろん重要であるが、アスレティックトレーナーの社会的地位について考えるということは、アスレティックトレーナーの専門分化を経済制度における制度的秩序（経済的秩序）への経路依存として検討することでもある。

野球がプロ野球という経済制度になった例とサッカーがJリーグ⁽²⁰⁾という経済制度になった例を歴史的な背景を踏まえて、そのタイミングを経路依存として検討する。スポーツ指導者である監督やコーチがプロスポーツにおける職業として成立していく中で、前述のプロ野球のトレーナーのように、トレーナーは裏方となり監督やコーチと同様の地位につけなかったという現状がある。そこには日本のどのような歴史的背景があるのだろうか。野球は第二次世界大戦前から日本の国民的なスポーツとして人気を博してきた⁽²¹⁾。現在のようなスポーツ医・科学に基づいた指導体制が整う前に、現役を引退した元有名選手が監督や指導者になることが、既に明文化されない制度⁽²²⁾として引き継がれている。往年の名選手のユニフォーム姿を現役引退後も試合会場で見られることがプロ野球人気を支えてきた⁽²³⁾といえるかもしれない。サッカーのプロリーグ化は日本サッカーリーグ⁽²⁴⁾の観客動員が低迷していたことと、1968年のメキシコ五輪での銅メダル獲得以降の日本代表の成績不振が背景にある。国内のプロスポーツとしての興行も大事だがFIFAワールドカップ出場を目指すなど世界基準で戦うことを念頭においていた。よって元有名選手が指導者になり興行として人気を獲得するだけではなく、スポーツ医・科学をベースにした指導力を担保したスタッフを揃える必要があった。その為にJクラブのトレーナーにはプロ野球と比較して専門的能力が担保されているJSPO-ATを積極的に雇用する⁽²⁵⁾動きがあった。

日本スポーツ協会（2018）によると、トレーナーとして活動している人の競技では複数の23.8%が最も多いが、個別の競技ではサッカー17.9%、ラグビー9.8%、バスケットボール9.3%、野球7.5%、陸上競技5.7%、アメフト2.9%、バレーボール2.6%となっている。野球では、現在においてもサッカーのようにアマチュアからプロにつながる資格制度が制定されていないことから、プロ野球では主に現役引退した元有名選手が、すぐに指導者として活躍することが可能となる。元選手が担う役割は主に技術・戦術面であることから、元選手ではないトレーナーはユニフォー

(20) Jリーグは1995年に開幕した。

(21) 1915年に全国高等学校野球選手権大会の前身である「第1回全国中等学校優勝野球大会」が開催、1917年に東京六大学リーグが開始、1927年に企業チームによる都市対抗野球大会が開始。1934年に大日本東京野球倶楽部が創設され、1936年には日本初のプロ野球リーグ「日本職業野球連盟」が設立された。

(22) 第二次世界大戦の前後に読売巨人軍で赤バットのトレードマークで活躍した川上哲治（現役は1938年～1958年）は1958年に現役を引退し1960年に監督に就任している。1965年から1973年はV9といわれる9年連続リーグ優勝を達成し、その間に活躍した選手にミスタージャイアンツといわれた長嶋茂雄（現役は1958年～1974年）がいる。その長嶋茂雄は1974年に現役を引退し、川上の後を引き継ぎ1975年に監督に就任し1980年に監督を退任する。1981年には永遠の若大将の愛称で活躍した原辰徳（現役は1981年～1995年）が入団する。長嶋は1993年に監督に復帰するが、2001年に監督を退任。2002年には原が長嶋の後を引き継いだ。この前後では、長嶋監督時代の1998年に高橋由伸（現役は1998年～2015年）が入団し、長嶋の後を原が監督を引き継いでいる。2015年に現役を引退した高橋は2016年に原の後を引き継いで監督に就任。2018年には高橋が監督を退任し、再度原が監督を引き継いだ。

(23) 監督も選手と同様にユニフォームを着用するという規定はないが、野球にはプレイングマネージャーという選手と監督を兼任することがあったことから、監督・コーチも選手と同様にユニフォームを着用してきたといわれている。

(24) 日本サッカーリーグは1965年に創設された。

(25) Jリーグクラブライセンス交付規則によると、メディカルスタッフは「医療に関わる以下のいずれかの国家資格等を保有しているものとする」とあり、医療系国家資格である「理学療法士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師」以外に唯一の民間資格として「公認アスレティックトレーナー」が明記されている。

ム姿が期待されず指導スタッフとしてみなされないということなのだろう。サッカーは日本サッカー協会がプロリーグも含めて日本のサッカー界を統括し、Jクラブの監督に就任するためには「キッズリーダー⁽²⁶⁾」からステップアップする最上位の「S級コーチ⁽²⁷⁾」を取得しなければいけないなど、野球のように現役引退後にすぐに監督に就任できるわけではなく資格を重視している。Jリーグのトレーナーは、プロ野球とは異なり専門的なスタッフとしてコーチと同列にオフィシャルサイト等で紹介・位置づけられている⁽²⁸⁾。

菊の研究により野球制度の一部がプロ野球となり、プロフェッショナルリズムの生成と経済制度の野球制度への介入が明らかにされた。しかしチーム・スタッフの内部に目を向けるとコーチ等のスタッフが専門分化していく経済制度における制度的秩序（経済的秩序）に、野球とサッカーの違いのように競技種目によってはアスレティックトレーナーは上手く入り込むことができなかった。チームを支える現場フロントに位置づけられるということは、選手の技術・戦略やパフォーマンスの向上に直接関わるスタッフというよりも、選手強化に必要な収益確保やスタジアム運営を担当するスタッフと同等に見なされてしまう。スポーツがプロスポーツを含めてビジネス化していく経済制度を背景に拡大していくなかで、日本の歴史的背景や文脈をとらえると、スポーツは学校教育等を背景にアマチュア・スポーツ制度⁽²⁹⁾として普及・発展してきた。よってスポーツにおける経済制度における制度的秩序（経済的秩序）が自然発生的に生まれることは期待できない。アスレティックトレーナーの社会的地位を向上させることを検討する場合にも、アマ・アスレティックトレーナー制度の自然成長を祈るのではなく、アスレティックトレーナーとして内在的・主体的な戦略的・意図的・組織的な取り組みや働きかけによって、プロ・アスレティックトレーナー制度を制定していく必要があるだろう。その中には資格を認定するプロ・アスレティックトレーナー資格制度⁽³⁰⁾も含まれる。

野球とサッカーというどちらも日本における代表的なスポーツのプロ化であるが、その歴史的・社会的・経済的背景から制度的な取り組みが異なっている。これはまさにそれぞれの経路依存の時点と背景が異なるからであり、単にサッカーが野球を真似ても上手くいかなかっただろう。プロ・アスレティックトレーナー制度は、それぞれのプロスポーツにおけるプロ・スポーツ制度⁽³¹⁾と相互に補完関係を持つべきである。仮にプロ・アスレティックトレーナー制度が制度化されたとしても、野球やサッカーのようにそれぞれの競技におけるプロ・スポーツ制度が異なることから、制度の補完関係の仕方や度合いが違うということも念頭に置かなければいけない。

現在、国が主導してスポーツのビジネス化が進んでいる。プロスポーツのリーグやスポーツビジネスの市場規模が大きくなることはもちろん大事である。しかしそれぞれのプロ・スポーツ制度が、そのままプロ・アスレティックトレーナー制度と制度的補完性により、好循環関係に直結するとは限らないことは野球とサッカーの例からも明らかである。よってプロ・アスレティック

(26) 10歳以下の選手・子供たちに関わる指導者・保護者で体を動かすことの楽しさを伝える指導者。

(27) 普段から育成全般を理解し、プロ選手を指導できる指導者。

(28) ジェフユナイテッド市原・千葉2020 SEASON MEMBER.

<https://jefunited.co.jp/top/player/2020/> (2020年3月17日)。

(29) アマチュアをベースにスポーツが体育として普及・発展してきたということを本研究では総称して「アマチュア・スポーツ制度」と表現しているだけであって「アマチュア・スポーツ制度」という明文化された制度が存在するわけではない。

(30) プロ・アスレティックトレーナー制度の中でも資格を認定する制度のことを強調してプロ・アスレティックトレーナー資格制度と位置付ける。

(31) 明文化されたプロ・スポーツ制度が存在するわけではなく、プロスポーツが成立するための条件やステークホルダーとの関係、スタッフの雇用条件やスポーツによる経済活動に関することを総称して本研究では「プロ・スポーツ制度」と表現している。

トレーナー制度と制度的補完性が期待されるプロ・スポーツ制度との制度的補完関係を探りつつも、プロ・アスレティックトレーナー資格制度はプロ・スポーツ制度に依存しなくても社会的地位を向上させられるような機能も併せ持たなければいけない。これはプロ・アスレティックトレーナー資格制度によって、新たな発想による資格認定を検討することに繋がる。

(4) 公認スポーツ指導者制度の歴史的経緯

アマ・アスレティックトレーナー資格制度を分析し、プロ・アスレティックトレーナー資格制度について検討する為に、アマ・アスレティックトレーナー資格制度の上位の概念・制度となる公認スポーツ指導者資格制度から、経済制度における制度的秩序（経済的秩序）としての制度的補完性・経路依存性を踏まえて考察する。

公認スポーツ指導者資格制度は、1964年の東京オリンピックでの選手育成のノウハウを後世にレガシーとして伝えるため1965年に始まった。その後、仕事や業務を許可するための資格というよりも、社会体育指導者として地域のスポーツ振興や競技力向上のために地域社会の中でボランティアとして活動するためのスポーツ指導者に必要となる知識と技能を担保する為の資格として認定されてきた。いってみれば能力認定資格であるボランティア・アマチュア・スポーツ指導者資格（非インフレ資格）を認定する資格制度としてはじまったものである。公認スポーツ指導者資格制度をボランティア・アマチュア・スポーツ指導者資格制度と位置付けると、JSPO-ATの養成がはじまったことによってアマ・アスレティックトレーナー資格制度が誕生したといえる。これは公認スポーツ指導者資格制度から経路依存したといえる。このアマ・アスレティックトレーナー資格制度は既にアスレティックトレーナーとして活動する人達がいる中で後から制定された資格制度であることから、アスレティックトレーナー制度から経路依存し制定された資格制度と位置付けることもできる。

しかしアスレティックトレーナーにとって、JSPO-ATの資格認定がはじまったことによりアスレティックトレーナー制度が構築されたり、プロ・アスレティックトレーナー制度として経路依存したり、社会的地位が向上するような大きな進展はみられなかった。JSPO-ATを資格認定する制度は、公認スポーツ指導者資格制度の経路依存として誕生したが、アマ・アスレティックトレーナー資格制度として、現在まで自然成長的に継続している資格制度である。

(5) 公認スポーツ指導者の公的資格付与

公認スポーツ指導者資格制度の歴史的経緯の中で大きな出来事は、1987年の文部大臣告示「社会体育指導者の知識・技能審査事業（以下「審査事業」と略す）」と2000年の行政改革大綱により国のお墨付きとなる制度が一律廃止となったことである。審査事業によってスポーツ指導者の認知と社会的地位が向上するという期待が高まったが、実際には社会的地位や価値が高まることも法制度化することもなかった（馬場2015）。これはアマ・スポーツ指導者資格制度からプロ・スポーツ指導者資格制度への期待があったが、プロ・スポーツ制度という上位概念や制度的補完性のある社会制度が十分でなかったことから、プロ・スポーツ指導者資格制度として機能・実現しなかったといえる。国のお墨付きがなくなっても特に影響がなかったということは、制度と資格に社会課題を解決するという社会技術としての機能がなかったといえる。しかしそれ自体が悪いことなのではなく、制度設計上は能力認定資格であるボランティア・アマチュア・スポーツ指導者資格（非インフレ資格）であることから、もともと特定の社会課題を解決する為の社会技術になりえなかったことである。有資格者が増えることで世の中やスポーツ界は豊かになるが、有資格者が減ったからといって日本社会やスポーツ界が大きく混乱するわけではない。公認スポーツ指導者資格制度の制定も審査事業による公的資格化も、サッカーのJリーグやラグビー

トップリーグ⁽³²⁾など一部の競技によっては職業資格(条件)とみなされるものもあるが、JSPO-ATがプロ・スポーツ指導者資格化へ経路依存するような焦点とならなかった。経路依存するような戦略的な取り組みにもならなかった。日本スポーツ協会という公的な組織が、公認スポーツ指導者資格制度によってボランティア・アマチュア・スポーツ指導者(非インフレ資格)を認定している中で、社会的地位を向上させるようなプロ・スポーツ指導者資格制度へ向かう取り組みや経路依存、制度的補完性を実現させることは難しい。

サッカー界におけるJリーグの事例から読み取れることは、日本サッカー協会が公認スポーツ指導者資格制度とは別に、独自のS級コーチという知識と技能レベルの高い職業資格となりえる資格をボランティア資格の上位資格として制定したということである。これはボランティア資格から経路依存性があり、Jクラブの監督に就任するには、この資格を保持しなければいけないという経済制度における制度的秩序の中で運用している。アスレティックトレーナーとしてJSPO-ATを雇用することも、JSPO-ATは日本サッカー協会が独自に認定している資格ではないが、Jクラブのトレーナーとして雇用する場合の条件の一つに位置付けるという制度的秩序の中で運用していることが分かる。

公認スポーツ指導者資格制度の中で仕事につながるものが期待された資格として「教師⁽³³⁾」と「フィットネストレーナー⁽³⁴⁾」がある。日本スポーツ協会(2019)によると、教師は2019年10月時点で3,124名、フィットネストレーナーは439名が登録している。公認スポーツ指導者のなかで登録者が多く、主に地域のボランティアとして活動する競技種目別のコーチ1(旧指導員)⁽³⁵⁾は2012年10月から2019年10月の間で全ての競技を合せて17,903名増、2012年10月時点を100%とすると118.0%となっている。同様にコーチ3(旧コーチ)⁽³⁶⁾も7,189名増で2012年比で151.4%となっている。一方、教師の登録数は2012年10月時点から779名減っている。競技別でも全ての競技で登録者が減少しており、エアロビックでは2012年比で33%、スキー52.9%、プロスキー54.4%、プロテニス59.9%となっている。フィットネストレーナーは現在資格認定を行っていないため、2012年10月時点では726名が登録していたが資格を失効した者がいることから439名になった。公認スポーツ指導者資格制度が認定している資格の中でも、名称や役割に職につながるものが期待された資格の登録者数は減少している。むしろ公認スポーツ指導者資格制度は、ボランティア・アマチュア・スポーツ指導者資格制度であることから、非インフレ資格の機能を強めるように2005年にスポーツリーダー⁽³⁷⁾という受講や認定の基準を下げた資格を新設し登録者を増やそうとしてきた。公認スポーツ指導者資格制度のインフレ資格化がうまくいかなかったことは明らかである。むしろ、下位に非インフレ資格を広げている。

(32) ジャパンラグビートップリーグ規約によると、アスレティックトレーナーは「日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナーとする」と明記されている。アスレティックトレーナー以外のトレーナーの資格については記載がない。

(33) クラブや商業・民間スポーツ施設等で幅広い年齢層の多様なスポーツライフスタイルを志向する会員や利用者に応じたコーチングを行うとともに、当該施設等の日常運営業務にあたる方のための資格。競技は、水泳、プロテニス、スキー、スケート、テニス、エアロビック、プロゴルフ、ボウリング、プロスキーに限定されている。

(34) 商業・民間スポーツ施設等において、プレーヤーに対する相談及び指導助言を行うとともに、各種トレーニングの基本的指導等を主に職業として行う方のための資格。

(35) 地域スポーツクラブ・スポーツ少年団・学校運動部活動等でのコーチングスタッフとして、基礎的な知識・技能に基づき、安全で効果的な活動を提供する人のための資格。

(36) トップリーグ・実業団等でのコーチングスタッフとして、ブロック及び全国大会レベルのプレーヤー・チームに対して競技力向上を目的としたコーチングを行う人のための資格。

(37) 地域におけるスポーツグループやサークル等のリーダーとして、基礎的なスポーツ指導や運営にあたる人のための資格。

JSPO-ATは2012年時点で1,861名が登録しており、2019年10月では4,139名と2,278名の増（222.4%）、2012年10月を100%とすると公認スポーツ指導者の登録者数では一番の伸びを見せている。公認スポーツ指導者資格制度という非インフレ資格を認定する資格制度の中で、国際競技力向上という専門性の高さを担保し、なお且つボランティアではなく職に就くことを望むインフレ資格の機能が期待される⁽³⁸⁾ JSPO-ATの登録者が増えていることは、JSPO-ATの非インフレ資格化が強まっていると考えることもできる。

このようにJSPO-ATという資格認定をもって社会的地位が向上・確立したと喜ぶことはできない。アスレティックトレーナーのさらなる内在的・主体的・戦略的・組織的・制度的な取り組みが求められる。よってアスレティックトレーナーにとってのプロ・アスレティックトレーナー資格制度としての専門分化と経路依存、制度的補完性を公認スポーツ指導者資格制度とは別の視点から考えるべきである。各競技団体やチームでJSPO-ATを雇用・採用することは、それぞれの団体の事情によるものであり、法的な規制等がない限り強制することはできない。さらにJSPO-ATが増えることは、資格認定団体である日本スポーツ協会にとってはボランティア・アマチュア・スポーツ指導者資格が増えることであり、前述したように社会的地位を向上させるようなプロ・スポーツ指導者資格制度へ向かう取り組みや経路依存、制度的補完性を実現させることは難しい。

(6) アスレティックトレーナー制度

そもそもアスレティックトレーナーに制度は存在するのだろうか。「人々が世の中はこういう具合に動いていると共通に認識しているような社会のゲームのあり方を制度と呼んでいます」（青木2014, p.97）という制度観を参考にすると、スポーツ界に「アスレティックトレーナー」という役割が存在し、アスレティックトレーナーの存在を求める人や団体があること自体がアスレティックトレーナー制度と呼べる。これまでの考察からアスレティックトレーナーの社会的地位に着目したアスレティックトレーナー制度とは、アマ・アスレティックトレーナー制度をベースとし、そこから経路依存したプロ・アスレティックトレーナー制度、さらにプロ・スポーツ制度とも制度補完性のあるプロ・アスレティックトレーナー資格制度を検討する必要がある。日本スポーツ協会が定めたカリキュラムを修了し、認定試験に合格することで一定水準の知識と技能を備えなければ資格が取得できないことは、アマ・アスレティックトレーナー資格制度と呼ぶことができる。これは公認スポーツ指導者資格制度の内部（下位）の制度概念ということができ、アスレティックトレーナー制度、アマ・アスレティックトレーナー制度と制度的補完性のあるアマ・アスレティックトレーナー資格制度という位置づけにもなる。近年の各競技団体の日本代表チームのトレーナー、国立スポーツ科学センターの雇用条件、Jリーグやトップリーグのトレーナーの採用条件に有資格者が設定されるなど、有資格者を優遇するよう条件はプロ・アスレティックトレーナー制度の一部ということができる。さらにJSPO-ATの受験資格を得るための大学の課程認定では一定条件の有資格者を教員として配置・雇用しなければいけないという条件⁽³⁹⁾

(38) 辰己ら（2019）は、JSPO-ATを志す学生の44.2%がフルタイム（有償）、39.3%がパートタイム（有償）で就業することを望んでいるが、多くの学生は就職そのものへの不安を抱えていることと、30～40%の学生は、アスレティックトレーナー活動を副業としてとらえており、アスレティックトレーナー活動が主業として確立されているとは言えない現状が窺えた、と述べている。

(39) 公認スポーツ指導者養成講習会講習・試験免除適応コースアスレティックトレーナーコース申請基準では専任教員の公認アスレティックトレーナーを置かなければならないとし、その条件は「公認アスレティックトレーナーとして登録・認定後4年を経過している者で、スポーツ現場における実務経験が3年以上の者」としている。<https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/ikusei/doc/AT/H29-ATsihinnseikijun.pdf>（2020年3月31日）。

もプロ・アスレティックトレーナー制度の一部と呼べる。アスレティックトレーナー制度と制度的補完性のある明文化されたスポーツ制度は存在しない。しかしスポーツ少年団から学校運動部活動、大学・プロスポーツから一般のスポーツ愛好家まで、生涯に渡って日常的にスポーツが楽しめる環境が存在すること自体が広い意味で日本のスポーツ制度と呼ぶことができる。アスレティックトレーナーが運動部活動にボランティアで参加するなどアスレティックトレーナーとスポーツ制度との接点は世の中に沢山ある。

結 論

本研究は、スポーツ指導者に資格を付与する制度である公認スポーツ指導者資格制度を分析・考察することで、アスレティックトレーナーの社会的地位を向上させるためのアスレティックトレーナーを取り巻く制度の構造を明らかにすることを目的とした。

本研究では、JSPO-ATを資格認定する制度をアマ・アスレティックトレーナー資格制度と位置づけた。これは、その上位概念である公認スポーツ指導者資格制度から経路依存し相互補完性のある制度と位置付けた。またアマ・アスレティックトレーナー資格制度と補完性のある上位概念として、アマ・アスレティックトレーナー制度を位置付けた。さらにアマ・アスレティックトレーナー制度と補完性のあるプロ・アスレティックトレーナー制度を位置付けることで、それらの両方を含むアスレティックトレーナー制度を構造化した(図1)。

このプロ・アスレティックトレーナー制度がアマ・アスレティックトレーナー制度から経路依存し相互補完することで、アスレティックトレーナーの社会的地位を高めるための社会技術となる資格について検討することが可能となる。これはプロ・アスレティックトレーナー制度と補完性のある下位概念となるプロ・アスレティックトレーナー資格制度と位置付けることができる。このプロ・アスレティックトレーナー資格制度は、アマ・アスレティックトレーナー資格制度から経路依存し、相互補完性がある制度と位置付けることもできる。このように位置付けることで、アスレティックトレーナーの社会的地位を向上させるための資格を、プロ・アスレティックトレーナー資格制度と、さらに相互補完性のある制度によって検討することが可能となる。このように構造化することによって、JSPO-ATというボランティア・アマチュアスポーツ指導者資格(非インフレ資格)は継続しつつ、それとは別にプロ・アスレティックトレーナー資格制度により、新たな資格を新たな機能・役割による制度によって認定・付与する可能性についても示唆す

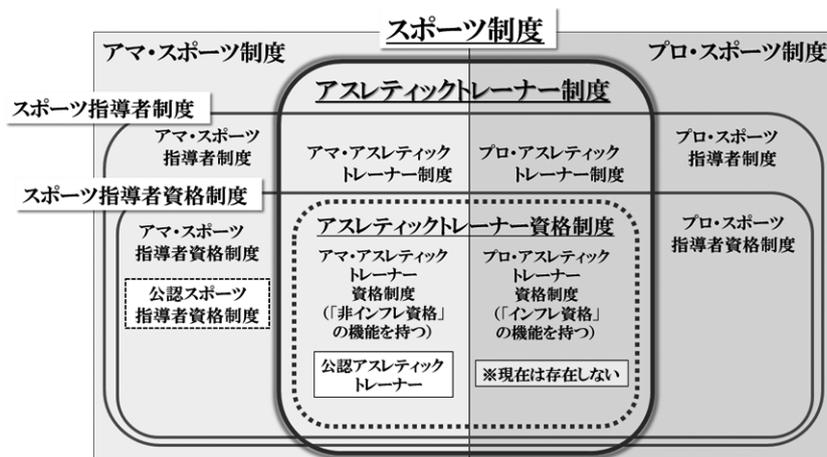


図1 アスレティックトレーナーを含むスポーツ制度の全体像 (構造)

ることができる。JSPO-ATはボランティア・アマチュアスポーツ指導者（非インフレ資格）と位置づけ、有資格者が増えることに意味があり、アスレティックトレーナーの社会的認知を高め、日本のスポーツ界が豊かになるための資格として位置づけ機能させることが可能となる。

また公認スポーツ指導者資格制度の機能をアマチュア・スポーツ指導者資格制度と位置付けることで、プロ・スポーツ指導者資格制度を相互補完する対比概念と位置づけることができた。さらにそれぞれの上位概念となるアマチュアスポーツ制度とプロスポーツ制度を位置付けた。そしてこれらの総体が、制度と資格からみたアスレティックトレーナーを含むスポーツ制度の全体像（構造）となる。

本研究では、制度分析の視点から公認スポーツ指導者資格制度を分析・考察し、アスレティックトレーナー制度の枠組みについて提示した。公認スポーツ指導者資格制度もアマ・アスレティックトレーナー資格制度もこれまで相互補完関係にある周辺の制度を意識してこなかった。本研究の成果は、明文化されていない制度や日本におけるスポーツの発展の経緯を、自然成長的な制度と経済的秩序としての制度という視点を持ちながら、制度的補完性と経路依存性により制度を分析することによって、職業の社会的地位向上に着目したアスレティックトレーナー制度の全体像を構造化したことである。

しかし、この制度の枠組みの中でアスレティックトレーナーに社会技術としてどのような資格を付与すべきなのかについて言及できなかったことが本研究の限界である。本研究ではアスレティックトレーナー制度の構造化にとどまったが、具体的な制度と資格を検討する見通しを持つことができた。

参考論文

- アブナー・グライフ／岡崎哲二・神取道宏監訳（2009）『比較歴史制度分析』NTT出版，p. 326.
- 青木昌彦（2014）『青木昌彦の経済学入門：制度論の地平を拓げる』筑摩書房，p. 102.
- 有馬義貴ほか（2019）「バスケットボールチームのトレーナー雇用に関する調査」『常葉大学健康プロデュース学部雑誌』第13号第1巻，p. 21-27.
- 泉重樹ほか（2016）「米国と日本の学部教育におけるアスレティックトレーナー教育制度比較」『法政大学スポーツ健康学研究』第7号，p. 31-38.
- 岩本紗由美ほか（2018）「公認アスレティックトレーナー資格取得を目指す学生の運動背景，現場実習と将来への希望からみえてくるもの」『日本アスレティックトレーニング学会誌』第4号第1巻，p. 79-88.
- エミール・デュルケム／宮島喬訳（1978）『社会学的方法の規準』岩波書店，p. 42-43.
- 尾高邦雄（1995）『尾高邦雄選集第三巻社会階層と社会移動』夢窓庵，p. 9-10.
- 笠原政志ほか（2016）「スポーツ医科学サポートを通じたアスレティックトレーナー教育経験者の進路と社会人基礎力からみたらその教育的意義」『日本アスレティックトレーニング学会誌』第2号第1巻，p. 51-57.
- ガース&ミルズ／古城利明・杉森創吉訳（1970）『性格と社会構造：社会制度の心理学』青木書店.
- 菊幸一（2007）『近代プロ・スポーツの歴史社会学：日本プロ野球の成立を中心に』不昧堂出版.
- 糸野豊ほか（1986）「スポーツの指導者養成に関する社会学的研究」『昭和61年度日本体育協会スポーツ科学研究報告』日本体育協会.
- 河野一郎（2007）「アスレティックトレーナーの役割」『公認アスレティックトレーナー専門科目テキスト』第1巻，日本体育協会.
- 佐伯年詩雄（2006）『スポーツプロモーション論』株式会社明和出版，p. 1.
- 塩沢由典（2008）『社会科学と社会技術．石黒武彦編 科学と人文系文化のクロスロード』萌書房，p. 163-166.
- 瀧澤弘和（2018）『現代経済学：ゲーム理論・行動経済学・制度論』中央公論新社，p. 169.
- 辰見康剛ほか（2019）「日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナーを目指す学生の就業観とそこ

- から見える課題』『九州共立大学研究紀要』第10号第1巻, p. 1-9.
- 太朗丸博 (1998) 「職業評定値および職業威信スコアの基本的特性」『1995年SSM調査シリーズ5 職業評価の構造と職業威信スコア』1995年SSM調査研究会編, p. 31-44.
- ダグラス・ノース／竹下公祝訳 (1994) 『制度・制度変化・経済成果』晃洋書房, p. 3.
- 筒井淳也 (2006) 『制度と再帰性の社会学』ハーベスト社, p. 24.
- 直井優 (1990) 『現代日本の階層構造①社会階層の構造と過程』東京大学出版会, p. 1-2.
- 日本プロ野球トレーナー協会 「12球団トレーナー紹介」 <http://jpbats.org/node/6> (2020年1月25日).
- 日本体育協会協会 (2008) 『公認スポーツ指導者の実態調査2008』日本体育協会
- 日本スポーツ協会 (2018) 『第一回日本のトレーナー実態調査日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー(JSPO-AT) 版報告書』日本スポーツ協会.
- 日本スポーツ協会 (2019) 「公認スポーツ指導者登録者数 (令和元年10月1日現在)」
<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid248.html> (2020年2月24日).
- 日本体育協会公認アスレティックトレーナー連絡会議 (2010) 『JASA-ATマスタープラン』日本体育協会.
- 馬場宏輝 (2010) 「日本体育協会公認スポーツ指導者の資格継続登録に関する研究：宮城県所属公認スポーツ指導者を対象に」『東北体育学研究』第25号第1巻, p. 1-14.
- 馬場宏輝 (2011a) 「我が国におけるアスレティックトレーナーの制度化に関する研究：制度の変遷に着目して」『仙台大学紀要』第42号第2巻, p. 69-77.
- 馬場宏輝 (2011b) 「スポーツ指導者の資格付与に関する課題について：資格社会の背景を踏まえて」『体育経営管理論集』第3号第1巻, p. 11-26.
- 馬場宏輝 (2015) 「スポーツ指導者の資格と制度の変遷に関する研究：社会体育指導者の知識・技能審査事業に着目して」『体育経営管理論集』第7号第1巻, p. 1-18.
- 馬場宏輝 (2016) 「スポーツ指導者資格の有効活用に関する研究：千葉県所属公認水泳指導者を対象にして」『体育経営管理論集』第8巻第1号, p. 1-13.
- 盛山和夫 (1995) 『制度論の構図』創文社, p. 1.